

入院基本料等に関わるため、必ずお読みください

事務連絡
令和5年7月27日

各保険医療機関
開設者様

北海道厚生局医療課長

データ提出加算（A245）に係る経過措置及び届出について

平素より社会保険医療行政に係るご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年度診療報酬改定において、データ提出加算の届出を要件とする入院料の範囲が拡大され、令和4年3月31日時点において届出していた該当する入院料について、令和4年4月1日以降も当該入院料を引き続き算定するためには、データ提出加算を届け出る必要があります。

このことについては経過措置が設けられているところですが、一部の保険医療機関を除き、令和6年3月31日までの経過措置であるため、令和6年4月1日以降も当該入院料を引き続き算定するためには、令和5年度中にデータ提出加算を届け出る必要があります。

今般、別添1の事務連絡が発出されましたので、必ずご確認願います。

また、データ提出加算については、データ作成及び届出に一定の期間を要するため、届出の要件等について早急に別添2の事務連絡をご確認願います。特に、様式40の5（データ提出開始届出書）の提出期限について、データ提出加算を令和5年度中に届け出るためには、第3回目の期限である令和5年11月20日（月）までの提出が必須となります（スケジュール的に第4回目の期限である令和6年2月20日での提出では今年度中に加算の届出はできません※別添1参照）。

併せて、データ提出加算を届出するうえで、区分番号「A207」診療録管理体制加算に係る届出を行っていることが要件となっていますので、ご留意願います（区分番号「A317」特定一般病棟入院料を除く特定入院料のみの届出を行う保険医療機関にあっては、診療録管理体制加算1又は2の施設基準を満たしていれば足りる）。

なお、規定する経過措置終了までにデータ提出加算の届出がなされない場合は、経過措置終了以降、従前の入院料の施設基準の要件を満たさなくなり、従前の入院料等の診療報酬を算定することができなくなりますので、ご留意願います。

既にデータ提出加算に必要な手続きを行った保険医療機関におかれましては、行き違いとなりますことをご容赦ください。

【照会先】

札幌市北区北7条西2丁目15番1

野村不動産札幌ビル2階

北海道厚生局医療課

(電話 011-796-5105)

事務連絡
令和 5 年 7 月 11 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

データ提出加算（A245）に係る経過措置及び届出状況について

標記について、令和 4 年度診療報酬改定においてデータ提出加算の届出を要件とする入院基本料の範囲が拡大され、併せてデータ提出加算を届け出るためにはデータ作成のために一定の期間を要することから、令和 6 年 3 月末日までの経過措置を設けているところです。

経過措置終了後の令和 6 年 4 月以降も引き続き、当該入院基本料を算定するためには、一部の医療機関を除き、令和 5 年度中にデータ提出加算を届け出る必要があります。

つきましては、具体的な手続き等について、下記のとおり、改めてお知らせいたしますので、管内の医療機関の届出状況を把握の上、未対応の医療機関に注意喚起を行うなど、その取扱いに遺漏のないようご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 データ提出加算の届出を要件とする入院基本料について（※別紙 1 参照）
 - (1) 令和 6 年 3 月末日まで経過措置の対象となっている入院基本料
令和 4 年 3 月 31 日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対 1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で許可病床数が 200 床未満のもの及び精神科救急急性期医療入院料

(2) 当分の間、経過措置の対象となる入院基本料

令和4年3月31日において、病床数によらず、データ提出加算の届出が要件となっている入院料をいずれも有していない保険医療機関であって、地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難（※）であることについて正当な理由があるもの。

（※）基本診療料の施設基準等第十一の十に掲げる、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由がある場合とは、電子カルテシステムを導入していない場合や厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に規定する物理的安全対策や技術的安全対策を講ずることが困難である場合等が該当する。

2 データ提出加算の届出について

(1) データ提出加算届出までの流れ

- ① **様式40の5** データ提出開始届出書を提出
- ② 試行データの作成及び提出
- ③ ②で提出した試行データが適切に作成された医療機関あてにデータ提出事務連絡を発出
- ④ **様式40の7** データ提出加算に係る届出書を提出
- ⑤ データ提出加算の算定及び本データの提出を開始

(2) 留意事項

- 2(1)①の様式40の5について、令和5年度中は残り2回の期限が設定されているが、データ提出加算を令和5年度中に届け出るためには第3回目の期限である令和5年11月20日（月）までの提出が必須であること（スケジュール的に第4回目の期限である令和6年2月20日での提出では今年度中に加算の届出はできない。※別紙2参照）
- 試行データは本データに準じた取扱いとするため作成及び提出に当たっては「2023年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料」を参照すること
- 試行データが提出期限までに提出されなかった場合、また、調査実施説明資料に定められた方法以外での提出や提出されたデータに不備があった場合等は、データ提出の実績が認められないこと

(3) 参考資料

- 令和4年度診療報酬改定の概要（P135ページ）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001079187.pdf>
- 令和5年度における「データ提出加算（A245）」の取扱いについて
（令和5年4月28日付け事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001092769.pdf>
- 令和5年度データ提出加算に係る説明会資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001093354.pdf>
- 2023年度「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/001083749.pdf>

データ提出に係る届出を要件とする入院料の見直し

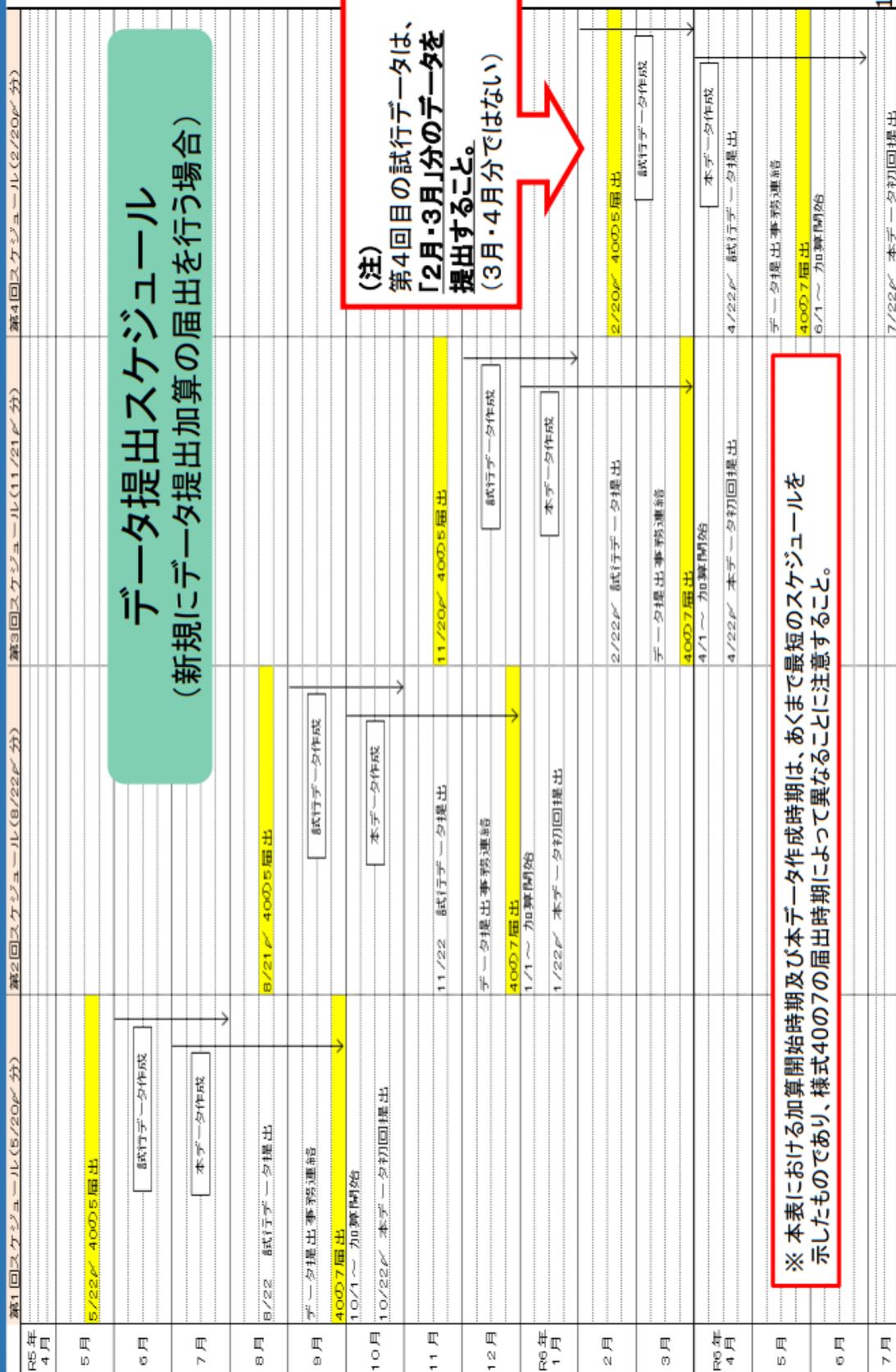
▶ データに基づくアウトカム評価を推進する観点から、データ提出加算の要件の範囲を拡大する。

| 病棟 | 200床以上 | 200床未満 |
|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 急性期一般入院料1～6 特定機能病入院基本料（7対1、10対1） 専門病入院基本料（7対1、10対1） 地域包括ケア病棟入院料 回復期リハビリテーション病棟入院料1～4 回復期リハビリテーション病棟5 療養病棟入院基本料 | データの提出が必須 | |
| 地域一般入院料1～3 専門病入院基本料（13対1） 障害者施設等入院基本料 特殊疾患入院医療管理料 特殊疾患病棟入院料 緩和ケア病棟入院料 精神科救急急性期医療入院料 | 規定なし → データの提出が必須 （経過措置①、③） | 規定なし → データの提出が必須 （経過措置②、③） |
| | データの提出が必須（経過措置③） | |
| | 規定なし → データの提出が必須（経過措置③、④） | |

〔経過措置〕

- ① 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床以上のものにあつては、**令和5年3月31日まで**の経過措置を設ける。
- ② 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床未満のものにあつては、**令和6年3月31日まで**の経過措置を設ける。
- ③ 令和4年3月31日において、病床数によらず、データ提出加算の届出が要件となつている入院料をいずれも有していない保険医療機関であつて、地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかかを有するものうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものについては、**当分の間**、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
- ④ 精神科救急急性期医療入院料については、**令和6年3月31日まで**の間に限り、データ提出加算に係る要件を満たすものとみなす。

令和5年度提出スケジュール (DPC対象病院、DPC準備病院以外)



事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 28 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 5 年度における「データ提出加算（A245）」の取扱いについて

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 2 号。以下「施設基準通知」という。）の別添 3 の第 26 の 4 において、区分番号「A 2 4 5」データ提出加算の施設基準等が定められているところですが、令和 5 年度におけるデータ提出加算に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

なお、令和 4 年度診療報酬改定において、区分番号「A 1 0 0」の「2」地域一般入院基本料、区分番号「A 1 0 5」の「3」専門病院入院基本料（13 対 1）、区分番号「A 1 0 6」障害者施設等入院基本料、区分番号「A 3 0 6」特殊疾患入院医療管理料、区分番号「A 3 0 9」特殊疾患病棟入院料及び区分番号「A 3 1 0」緩和ケア病棟入院料に係る施設基準の 1 つとしてデータ提出加算の届出が追加されたため、引き続き当該入院料を算定するためには、許可病床数が 200 床未満のものにあつては経過措置期間中である令和 6 年 3 月 31 日までにデータ提出加算の届出を行う必要があること。また、区分番号「A 3 1 1」精神科救急急性期医療入院料については許可病床数に限らず令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り、データ提出加算に係る要件を満たすものとみなしますので、ご注意ください。

記

1 データ提出加算の届出を希望する病院であつて、令和 5 年 4 月 1 日時点で D P C 対象病院又は D P C 準備病院でない病院

(1) 必要な届出等の流れについて

① 当該病院は、施設基準通知に定める様式 40 の 5 を、令和 5 年 5 月 22 日、8 月 21 日、11 月 20 日又は令和 6 年 2 月 20 日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

② 様式 40 の 5 の届出を行った病院は、当該届出の期限となっている月の翌月から

起算して2月分（当該届出の期限が令和6年2月20日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む2月分）の試行データを作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」という。）が様式40の5を受領した後、DPC調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。

- ③ 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、DPC調査事務局を通じて保険局医療課から事務連絡（以下「データ提出事務連絡」という。）を当該医療機関の担当者あてに電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。
- ④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式40の7を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1及び3、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算2及び4を届け出ること。
- ⑤ 様式40の7の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期（※）からデータを作成（以下「本データ」という。）し、「DPC導入の影響評価に係る調査」実施説明資料（以下「調査実施説明資料」という。）において指定する期日及び方法により、DPC調査事務局に提出すること。

（※）例として、

- ・様式40の7を9月30日に受理された場合→7～9月分データから提出
- ・様式40の7を10月1日に受理された場合→10～12月分データから提出が必要となる。受理日で判断することに留意。

（2）試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、提出用データの作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成対象月及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。なお、データ提出加算2及び4の届出を希望する病院であっても、試行データにおいては、外来EF統合ファイル及びKファイルの作成は必要ない。また、入院EF統合ファイルは、試行データ作成対象月の入院症例全てについて作成すること。

| | 様式 40 の 5 届出期限 | 試行データ 作成対象月 | 様式 1 の作成対象症例 | | 提出期限 |
|--------|-------------------|----------------|--------------|------------|-----------|
| | | | 入院日 | 退院転棟日 | |
| 第 1 回目 | 5 月 22 日 | 6 月、7 月 | 6 月 1 日入院～ | 6、7 月退院転棟 | 8 月 22 日 |
| 第 2 回目 | 8 月 21 日 | 9 月、10 月 | 9 月 1 日入院～ | 9、10 月退院転棟 | 11 月 22 日 |
| 第 3 回目 | 11 月 20 日 | 12 月、1 月 | 12 月 1 日入院～ | 12、1 月退院転棟 | 2 月 22 日 |
| 第 4 回目 | 2 月 20 日 | 2 月、3 月 | 2 月 1 日入院～ | 2、3 月退院転棟 | 4 月 22 日 |

※ 第 4 回目の試行データのみ、作成対象月が様式 40 の 5 届出期限の月を含めた 2 月分になっていることに注意すること。

なお、調査実施説明資料に記載する様式 1 以外のデータ作成については下記の通り。

- ・様式 3 は、試行データ作成対象月各月 1 日時点の病床等の情報を入力すること。
- ・様式 4 は、試行データ作成対象月に退院した症例全て作成すること（自費患者等も含める）。
- ・入院 E F 統合ファイルは、試行データ作成対象月入院中の症例の医科保険診療項目等を作成すること。
- ・H ファイルは、試行データ作成対象月の作成対象病棟入院症例の重症度、医療・看護必要度情報を作成すること。

(3) 本データの作成及び提出方法について

本データの作成等は、保険局医療課が様式 40 の 7 を受理した後、D P C 調査事務局から本データ作成等に関する案内が電子メールにて配信されるため、当該連絡に従い本データを作成すること。その際の作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）に定めるとおり、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合は、当該月の翌々月において、データ提出加算を算定することができない。また、提出データ評価加算についても、データ提出加算を算定できない月がある場合、当該月から 6 か月間算定できなくなるため、十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、D P C 調査事務局宛に当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。

また、様式 1 は、試行データ作成対象月の初月の 1 日以降の入院症例であって、本データ作成対象月の退院転棟症例について作成すること。

(例) 令和 5 年 5 月 22 日までに様式 40 の 5 の届出を行い、6 月及び 7 月の試行データ提出等を経て 9 月末日までに様式 40 の 7 の届出を受理された病院は、7 月から 9

月の本データを作成することとなるが、当該データ（様式1）は、令和5年6月1日以降に入院し、7月から9月に退院転棟した患者を対象とする。

2 データ提出加算の届出を希望する病院であって、令和5年4月1日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院である病院

「その他病棟グループ」に係る入院基本料等の届出を行っていないDPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータの内容と、本データとの内容に相違が生じない場合に限り、様式40の7の届出のみを行うことで当該加算を算定できる。

ただし、様式40の7の届出をする前に様式40の8の届出実績がある病院及び令和5年3月31日時点でDPC対象病院又はDPC準備病院であってデータ提出加算の届出を行っていない病院については、次の手続きによること。

- ① 当該病院は、様式40の5を、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

当該届出を行った病院は、当該届出が地方厚生（支）局に受理された月の属する四半期分のデータを提出する際には、通常DPC対象病院又はDPC準備病院として提出しているデータ（全病棟）を作成し、DPC調査事務局に提出すること。なお、このデータを試行データとして見なすため、提出期限は通常のスケジュールと同様である。

- ② 保険局医療課は、DPC調査事務局に提出されたデータが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、DPC調査事務局を通じて保険局医療課よりデータ提出事務連絡を当該医療機関の担当者あてに電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生（支）局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。

- ③ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、様式40の7を用いて地方厚生（支）局に届出を行うことで、データ提出加算を算定することができる。なお、入院データのみ提出する場合はデータ提出加算1及び3、入院データ及び外来データを提出する場合はデータ提出加算2及び4を届け出ること。

- ④ 様式40の7の届出を行った病院は、当該届出が受理された月の属する四半期分からその他病棟グループを含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりDPC調査事務局に提出すること。

3 データ提出加算1及び3から加算2及び4への変更を希望する病院

- (1) データ提出加算1及び3から加算2及び4への変更を希望する病院は、様式40の7を用いて届出を行うこと。

- (2) 当該届出が受理された月の属する四半期分から外来E F 統合ファイル分も含めたデータを作成し、調査実施説明資料において指定する期日及び方法によりD P C 調査事務局に提出すること。

なお、データ提出加算 2 及び 4 の届出を行っている病院が、外来データを提出しないものとして、データ提出加算 1 及び 3 へ届出を変更することはできない。

4 その他留意事項等

- (1) 様式の提出先については、以下のとおりであること。

①「様式 40 の 5」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

②「様式 40 の 7」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都府県事務所又は指導監査課

③「様式 40 の 8」

病院の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

- (2) データ提出加算に係る施設基準は、様式 40 の 5 の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式 40 の 7 の届出時点で満たしていれば良いこと。

- (3) 当該調査年度において、データ提出の遅延等が累積して 3 回認められた場合には、3 回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出(様式 40 の 8 の提出)を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から算定できなくなる。この場合、データ提出加算の届出が施設基準の 1 つとなっている入院料についても算定できなくなるため十分に注意すること。なお、「遅延等」の考え方は 1 の (3) と同様である。

- (4) 既に急性期一般入院料 1 から 6 のいずれかを既に届け出ている保険医療機関であって、(3) に該当しデータ提出加算を算定できなくなった場合は、データ提出加算に係る施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から起算して 1 年に限り、急性期一般入院料 6 について、データ提出加算に係る届出を行っているものとみなすこと。

- (5) データ提出等に関する連絡は、1 (1) ③のデータ提出事務連絡を含め様式 40 の 5 にて登録された連絡担当者へ保険局医療課担当者又は D P C 調査事務局より、原則、電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。